



愛知県人事委員会勧告

「カスハラは公務においても該当」

カスハラ=カスタマー・ハラスメント

今年度の愛知県人事委員会勧告の中に、いわゆるカスハラ（カスタマー・ハラスメント）についての記述が初めて盛り込まれた。カスハラは「公務においても該当するもの」と明記されています。



11月の県教委交渉では、児童・生徒からの暴行や保護者からの法外な要求などによる教職員の人権侵害事案への対処を要求項目の中に入れました。「カスハラに関する協議会の設置など、県職員のほうでも動きがある」との回答があり、県教委としても前向きに取り組んでいく姿勢が感じられました。

学校はとにかく、子どもや保護者のことを優先し、教職員のことをないがしろにしがちです。しかし、教職員が心身ともに疲弊しては、良い教育を行うことはできません。それは結局、子どもや保護者にも不利益として還ってくるはずです。

例えばいじめ対応において、何時間も担任が糾弾されるような場が連日続くようでは、学級全体の運営が立ち行かなくなります。1回の対応時間に制限を設ける、担任とは別の職員が間に入るなど、担任を守る仕組みが必要です。



副議長：加藤

愛知県における任意団体等による
「名簿・金品授受」
に関するアンケートはこちら▶

